

## 長野県バイアスロン連盟会則

### (名称)

第1条 この会は、長野県バイアスロン連盟（以下「本会」という）と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、長野県松本市大村556番地2に置く。

### (目的)

第3条 本会は、バイアスロン競技の普及及び振興に関する活動を行うことにより、心身の健康に寄与することを目的とする。

### (事業内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) バイアスロン競技の普及と振興
- (2) バイアスロン競技会及び競技会の開催
- (3) バイアスロン競技規則、銃砲刀剣類所持等取締法その他関係法令順守の指導
- (4) 公益社団法人日本バイアスロン連盟及び都道府県バイアスロン競技団体、その他関係諸団体との連携と協調
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### (会員の資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員は、本会の目的に賛同し入会登録を行った者
- (2) 学生会員は、本会の目的に賛同し入会登録を行った大学生以下の者
- (3) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会登録を行った個人または団体
- (4) 名誉会員は、本会に功労のあった者又は学識経験者として理事会で承認された者

### (入会)

第6条 普通会員及び学生会員として入会しようとする者は、会員2名以上の推薦を受けて、入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、社団法人日本バイアスロン連盟が定める登録料を長野県バイアスロン連盟が指定する納入場所へ、指定された期日までに納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当した場合には、総会(会員の3分の2以上の出席において成立する)において、出席者の3分の2以上の決議に基づき除名することができる。

この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会においてつ決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会会則又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき
- (4) 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知する

(役員)

第10条 本会に次の各号に掲げる役員を置く

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
理事	2名以上5名以内
事務局長	1名
会計	1名
監事	2名以内

#### (役員の職務)

- 第 11 条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
  - 3 理事長は、理事会を統括し、その業務を遂行する。
  - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事不在のときはその職務を代行する。
  - 5 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
  - 6 会計は、本会の出納事務を担当する。
  - 7 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 監事は、本会の役員を兼務することはできない。

#### (役員の選任)

- 第 12 条 会長、副会長の選任は会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。
- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の中から議決により選任する
  - 3 理事及び監事は総会の議決によって選任する。
  - 4 事務局長及び会計は会長が選任し、理事会が承認する。

#### (役員の任期)

- 第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員改選の場合、後任の就任までは、前任者がその職務を行う。

#### (役員の解任)

- 第 14 条 役員が宇津木の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によつて解任することができる。
- (1) 心身の事故により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
  - (2) 解任に相当する事項が認められたとき

#### (総会)

- 第 15 条 通常総会及び学生会員（18 歳以上を対象とする）をもって構成し、毎年 1 回年同終了後 2 か月以内に会長が招集し、開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則、事業等の改廃
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び決算

(4) 役員の選任及び解任

(5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、他に定めのないものについては、出席者の過半数をもって議決とする。

（理事会）

第16条 理事会は、会長、副会長、事務局長、理事長、副理事長、理事、監事をもって構成する。

2 理事会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数をもって議決とする。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（事業年度）

第17条 事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日に終わる。

本会則は昭和63年12月10日施行

令和5年7月2日改正

令和6年3月31日改正